

# 電気通信大学スーパー連携大学院推進室規程

平成26年3月25日

改正

平成28年 3月23日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第19条の2第2項の規定に基づき、電気通信大学スーパー連携大学院推進室（以下「推進室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推進室の目的)

第2条 推進室は、電気通信大学（以下「本学」という。）が大学間の連携および地方公共団体や産業界等と協働で実施する、スーパー連携大学院プログラム（以下「プログラム」という。）の全学的な実施体制の構築と、その円滑な実施を図ることを目的とする。

(推進体制)

第3条 推進室は、前条に規定する目的を達成するため、大学教育センターの全学的教育方針を踏まえて、学内関連組織と連携のうえプログラムを推進するものとする。

(組織)

第4条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 室員

2 前項に規定する者のほか、推進室にプログラムの実施に必要な者を置くことができる。

(室長)

第5条 室長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

第6条 副室長は、次条第3号及び第4号に掲げる者とする。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

(室員)

第7条 室員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の理事又は職員のうちから学長が指名する者
- (2) 大学院情報理工学研究科長
- (3) 大学教育センター長
- (4) 産学官連携センター長
- (5) その他学長が必要と認めた者

(推進室会議)

第8条 推進室にプログラムの実施に関する事項を審議するため、スーパー連携大学院推

進室会議（以下「推進室会議」という。）を置く。

（推進室会議の組織等）

第9条 推進室会議は、第4条第1項各号に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進室会議に議長を置き、室長をもって充てる。
- 3 推進室会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 4 推進室会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 議長は、必要に応じ委員以外の者を推進室会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（専門委員会）

第10条 推進室会議に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第11条 推進室に関する事務は、学務部教務課が行う。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年3月25日から施行し、平成26年2月1日から適用する。
- 2 平成28年3月31日までの間における第7条に規定する室員については、同条の規定にかかわらず、平成24年度に選定された文部科学省大学間連携共同教育推進プログラムに係る学内プログラム推進責任者をこれに加える。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日までの間における第7条に規定する室員については、平成26年3月25日施行の附則第2項の規定にかかわらず、平成24年度に選定された文部科学省大学間連携共同教育推進プログラムに係る学内プログラム推進責任者をこれに加える。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。